六　四国警察支局の高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整課の警部以上の階級にある警察官	［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則の一部改正）

第十一条　警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（解析研究室の所掌事務） **第二条**　解析研究室においては、警察法施行規則第八十八条第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。 （捜査研修室の所掌事務） **第三条**　捜査研修室においては、警察法施行規則第八十八条第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。	（解析研究室の所掌事務） **第二条**　解析研究室においては、警察法施行規則第八十七条第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。 （捜査研修室の所掌事務） **第三条**　捜査研修室においては、警察法施行規則第八十七条第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（情報技術の解析に関する規則の一部改正）

第十二条　情報技術の解析に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（都道府県警察による情報技術の解析の要請等） **第四条**　警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課（課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）は、犯罪の取締りのための情報技術の解析を警察庁情報通信局、管区警察局情報通信部、四国警察支局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部（県情報通信部を含む。）又は方面情報通信部の情報技術の解析を担当する課の長に要請する場合（犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第百八十七条の規定により鑑定の嘱託を行う場合を除く。）には、警察庁長官（以下「長官」という。）が定める様式により、情報技術の解析に必要な事項を明らかにしなければならない。 2　［略］	（都道府県警察による情報技術の解析の要請等） **第四条**　警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課（課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）は、犯罪の取締りのための情報技術の解析を警察庁情報通信局、管区警察局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部又は方面情報通信部の情報技術の解析を担当する課の長に要請する場合（犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第百八十七条の規定により鑑定の嘱託を行う場合を除く。）には、警察庁長官（以下「長官」という。）が定める様式により、情報技術の解析に必要な事項を明らかにしなければならない。 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第十三条　不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正前	改正後
（没収保全等を請求することができる司法警察員） **第一条**　警察庁の警察官のうち、不正競争防止法第三十五条第三項の国家公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ 三　管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者 四　管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官	（没収保全等を請求することができる司法警察員） **第一条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　管区警察局長の職にある者 四　管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官